

Topics | トピックス

- ◆ 20歳前障害による障害基礎年金等の所得基準額を改定
～「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」及び「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」が公布～
- ◆ 「2025年版厚生労働白書」が公表される
- ◆ 雇用保険の基本手当日額等が変更
- ◆ 男性の育児休業取得率が10.4ポイント上昇し40.5%に～厚生労働省「2024年度雇用均等基本調査」(確報)～
- ◆ 公的年金・恩給を受給する高齢者世帯の4割は公的年金・恩給のみ
～厚生労働省「2024年国民生活基礎調査の概況」～
- ◆ 平均寿命は男性が81.09年で横ばい、女性が87.13年で低下～厚生労働省「2024年簡易生命表の概況」～
- ◆ 2025年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率(最終的な納付率)で83.7%

◆20歳前障害による障害基礎年金等の所得基準額を改定

～「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」及び「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」が公布～

「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」及び「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」が7月4日、公布された。

〔改正の趣旨〕

- 20歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金等について受給権者全体の前年の所得の上昇等を勘案して、前年の受給者が翌年も引き続き受給できるようにする。
⇒国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「国年令」)等について所要の改正を行う
- 1の改正に伴い、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号。以下「国年則」)等について所要の改正を行う。
- 日本年金機構における事務の効率化を行う。
⇒特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成17年厚生労働省令第49号。以下「特障則」)第1条、第4条及び第7条の4で規定する様式第1号の様式の見直しを行う。

〔改正政省令の内容〕 * (政)は政令、(省)は省令。< >は施行期日。

1. (政)(省) 20歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金の所得基準額の改定 <2025年10月1日>

障害基礎年金が支給停止となる受給者本人(扶養親族なし)の前年の所得について、2分の1の額が支給停止となる上限額を<3,704,000円>から<3,761,000円>^{※1}に、全額が支給停止となる上限額を<4,721,000円>から<4,794,000円>^{※2}に改める。

※1 (政) 国年令第5条の4第1項に規定する国民年金法(昭和34年法律第141号)第36条の3第1項。

(省) 国年則、特障則及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成30年厚生労働省令第151号。以下「給付金則」)

※2 (政) 同令第5条の4第2項に規定する同法第36条の3第1項。

(省) ※1 (省) と同じ。

2. (政) 障害児福祉手当等の所得基準額の改定 <2025年8月1日>

障害児福祉手当等が全額支給停止となる受給者本人（扶養親族なし）の前年の所得について、上限額を＜3,604,000円＞から＜3,661,000円＞※3に改める。⇒表1

※3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条第1号及び第2号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条（同法第26条の5及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第2項において準用する場合を含む）。

<表1> 障害児福祉手当等の所得制限（受給者本人）

扶養親族等の数	支給停止となる所得※の上限額
0人	3,661,000円
1人	4,041,000円
2人	4,421,000円
3人	4,801,000円
以後1人つき	380,000円を加算

※所得は、都道府県民税の非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除、寡婦控除等の額を差し引いた額。

3. (政) 特定障害者に対する特別障害給付金の所得基準額の改定 <2025年10月1日>

特別障害給付金が支給停止となる受給者本人（扶養親族なし）の前年の所得について、2分の1の額が支給停止となる上限額を＜3,704,000円＞から＜3,761,000円＞※4に、全額が支給停止となる上限額を＜4,721,000円＞から＜4,794,000円＞※5に改める。

※4 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成17年政令第56号）第2条第1項に規定する特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第9条。

※5 同令第2条第2項に規定する同法第9条。

4. (政) 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の所得基準額の改定 <2025年10月1日>

障害年金生活者支援給付金または遺族年金生活者支援給付金全額支給停止となる受給者本人（扶養親族なし）の前年の所得について、上限額を＜4,721,000円＞から＜4,794,000円＞※6に改める。

※6 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号）第8条に規定する年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第15条1項及び第20条第1項。

5. (省) 様式の簡素化 <2025年10月1日>

日本年金機構における事務の効率化のため、特別障害給付金所得状況届について記載の簡素化を行う。

6. (省) その他所要の改正 <公布日>

給付金則について、その他所要の改正を行う。

◆「2025年版厚生労働白書」が公表される

「2025年版厚生労働白書」が7月29日、公表された。第1部は「次世代の主役となる若者の皆さんへ ―変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知る―」がテーマ。第2部は「現下の政策課題への対応」で、2部構成となっている。

第1部では、社会保障・労働施策の役割と方向性、若者の意識、施策を知る意義について示し、社会保障や労働施策を知ってもらうための「社会保障教育・労働法教育」の取り組みを紹介している。

第2部では、子育て、雇用、年金、医療・介護などの厚生労働行政の各分野について、最近の施策の動きをまとめている。そのなかで、少子高齢化による社会保障などの支え手や労働力の減少・不足といった深刻な課題に対応するため、厚生労働省の次のような取り組みを紹介している。

- ・国民が能力に応じて支え合う社会保障の実現
- ・働く世代への子育て支援の充実
- ・「いつでも、どこでも、だれでも」希望する働き方で働ける働き方の改革 など。

第2部第4章「若者も高齢者も安心できる年金制度の確立」では、6月13日に成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年年金改正法）について、法案を第217回通常国会に提出するまでの社会保障審議会年金部会における議論の経緯と、改正の概要について説明した。また、日本年金機構による公的年金の正確な業務運営や、年金広報の取り組みについて紹介した。

第2部 現下の政策課題への対応

第1章 働き方改革の推進などを通じた労働環境の整備など

第2章 女性、若者、高齢者等の多様な働き手の参画

第3章 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

第4章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

第5章 医療関連イノベーションの推進

第6章 国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現

第7章 健康で安全な生活の確保

第8章 障害者支援の総合的な推進

第9章 国際社会への貢献

第10章 行政体制の整備・情報政策の推進

◆雇用保険の基本手当日額等が変更になる

雇用保険の基本手当日額等が8月1日から変更となった。今回の変更は、2024年度の平均給与額が2023年度と比べて約2.7%上昇したこと及び最低賃金日額の適用に伴うものとなっている。具体的な変更内容は表2のとおり。また、就業促進手当（上限額）、高年齢雇用継続給付金、介護休業給付金、出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金についても表3のとおり変更が行われた。

<表2> 2025年8月1日から適用となる賃金日額・基本手当日額の上限額

(単位：円)

離職時の 年齢	賃金日額				基本手当日額			
	下限額		上限額		下限額		上限額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	2,869	3,014	14,130	14,510	2,295	2,411	7,065	7,255
30～44歳			15,690	16,110			7,845	8,055
45～59歳			17,270	17,740			8,635	8,870
60～64歳			16,490	16,940			7,420	7,623

<表3> 2025年8月1日から適用となる就業促進手当、高年齢雇用継続給付金、介護休業給付金、育児休業等給付等について (単位：円)

手当・給付			最低限度額		支給限度額	
			変更前	8月1日～	変更前	8月1日～
就業促進手当	<再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当>基本手当日額の上限額	59歳以下 60歳～64歳	—	—	6,395円 5,170円	6,570円 5,310円
高年齢雇用継続給付金	支給額		2,295円	2,411円	376,750円	386,922円
	60歳到達時の賃金月額 (下限額・上限額)		86,070円	90,420円	494,700円	508,200円
介護休業給付金			—	—	347,127円	356,574円
出生時育児休業給付金（支給率67%の場合）			—	—	294,344円	302,223円
育児休業給付金	支給率67%の場合		—	—	315,369円	323,811円
	支給率50%の場合		—	—	235,350円	241,650円
出生後休業支援給付金（支給率13%の場合）			—	—	57,111円	58,640円
育児時短就業給付金			2,295円	2,411円	459,000円	471,393円

◆男性の育児休業取得率が10.4ポイント上昇し40.5%に
～厚生労働省「2024年度雇用均等基本調査」(確報)～

厚生労働省は7月30日、「2024年度雇用均等基本調査」の結果の概要を公表した。調査は、企業調査と事業所調査から成る。

<企業調査>

調査の対象とした正社員・正職員の男女比率をみると、女性27.6%、男性72.4%となっている。女性は前回(2023年度)調査の27.3%より0.3ポイント上昇(男性は0.3ポイント下降)した。正社員・正職員の採用状況は、2024年春卒業の新規学卒者を採用した企業割合は20.6%と、前回調査に比べ2.0ポイント減少した。

<事業所調査>

育児休業制度の利用状況をみると、女性※1の育児休業者割合は86.6%と、前回調査の84.1%より2.5ポイント上昇した。一方、男性※2の育児休業者割合は40.5%と、前回調査の30.1%より10.4ポイント上昇した。

※1 2022年10月1日から2023年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、2024年10月1日までに育児休業を開始した女性(育児休業の申出をしている女性を含む)。

※2 2022年10月1日から2023年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、2024年10月1日までに育児休業(産後パパ育休を含む)を開始した男性(育児休業の申出をしている男性を含む)。

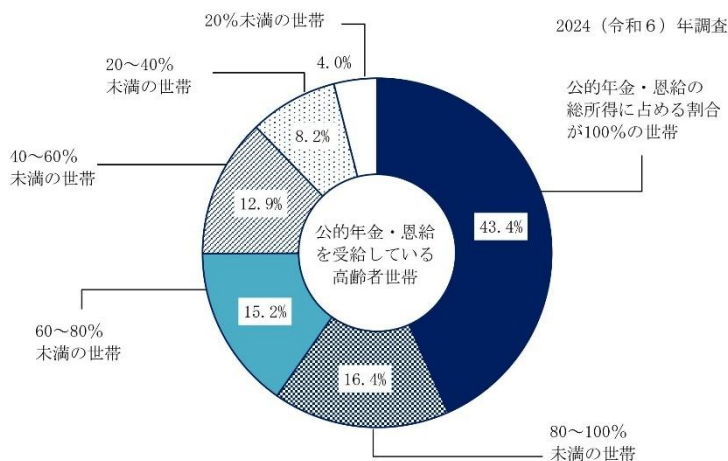
◆公的年金・恩給を受給する高齢者世帯の4割は所得公的年金・恩給のみ ～厚生労働省「2024年国民生活基礎調査の概況」～

厚生労働省は7月4日、「2024年国民生活基礎調査の概況」を公表した。これによると、2024年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」で536万円となり、前年より11万8,000円の増加となった。高齢者世帯※は314万8,000円、高齢者世帯以外の世帯は666万7,000円となった。

1世帯当たりの平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が72.9%、「公的年金・恩給」が21.0%、「財産所得」が2.6%、それ以外の所得が3.5%であった。一方、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が63.5%と最も割合が高く、「稼働所得」は25.3%であった。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯で、「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%（所得のすべてが公的年金・恩給）の世帯」の割合は43.4%であった（図1）。生活意識については、高齢者世帯の55.8%が、生活が「苦しい」と回答した（「大変苦しい」25.2%、「やや苦しい」30.6%の合計）。

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみ、またはこれに18歳未満の未婚の者を加えた世帯をいう。

<図1> 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



◆平均寿命は男性が81.09年で横ばい、女性が87.13年で低下 ～厚生労働省「2024年簡易生命表の概況」～

厚生労働省は7月25日、「2024年簡易生命表の概況」を公表した。これによると、男性の平均寿命（0歳の平均余命）は81.09年、女性の平均寿命は87.13年で、前年と比較して男性はマイナス0.00年で横ばい、女性はマイナス0.01年で低下した。平均寿命の男女差は、6.03年で前年より0.01年縮小した。

平均寿命の前年との差を死因別に分解すると、男性では心疾患（高血圧性を除く）、自殺など、女性では心疾患（高血圧性を除く）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの死亡率の低下が平均寿命を延ばす方向に働いている。一方、老衰、肺炎などの死亡率の上昇が平均寿命を縮める方向に働いている。国際的には、男性はスイス（2023年）、イタリアに次いで第3位・女性は第1位となっている※。

※国連「Demographic Yearbook」等による。

◆2025年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で83.7%

厚生労働省は7月25日、2025年5月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年5月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.2ポイント増の83.7%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は762万月で、納付月数は638万月。

【2023年5月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.2ポイント増の84.8%であった。納付対象月数は741万月で、納付月数は628万月。

【2024年5月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.6%であった。納付対象月数は746万月で、納付月数は617万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.3%、2年経過納付率で島根県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.5%となった。